

# 青森県報

第三千七百五十六号

平成二十五年  
十月十五日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……一

### 公告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一  
右 同……………( 同 ) ……二

### 出先機関

土地改良事業施行認可申請の適当の決定……………(西北地域  
民 局) ……三

## 告 示

青森県告示第七百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、黒石都市計画道路事業を平成二十五年十月七日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

黒石市

二 都市計画事業の種類

黒石都市計画道路事業(三・四・七号黒石環状線)

三 事業施行期間

平成二十五年十月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県黒石市角田、柵ノ木四丁目、大字牡丹平字福民西及び柵ノ木三丁目地内

2 使用の部分

なし

## 公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笹田川久保一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 第七地割四四五 代表取締役社長 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢 第三地割二四二の一 代表取締役社長 西郷辰弘	平成 二五・九・一〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーカケモ 十和田市穂並町一五の一〇 代表取締役社長 欠畑茂治	変更無し	変更 年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 第七地割四四五 代表取締役社長 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢 第三地割二四二の一 代表取締役社長 西郷辰弘	平成 元・九・一〇
株式会社スーパーカケモ 十和田市穂並町一五の一〇 代表取締役社長 欠畑茂治	変更無し	

四 届出年月日

平成二十五年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年二月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笹田川久保一七の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役社長 西郷辰弘

2 株式会社スーパーカケモ

十和田市穂並町一五の一〇

代表取締役社長 欠畑茂治

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更 年月日
大規模小売店舗の営業方法に 関係する事項	大規模小売店舗の営業方法に 関係する事項	大規模小売店舗の営業方法に 関係する事項	平成 二五・〇・一〇
大規模小売店舗の営業方法に 関係する事項	株式会社薬王堂 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	株式会社薬王堂 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後七時	
大規模小売店舗の営業方法に 関係する事項	株式会社スーパーカケモ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	変更無し	

来客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯	午前八時三十分から午 後十時三十分まで	午前六時三十分から午 後十時三十分まで
--------------------------------------	------------------------	------------------------

四 届出年月日

平成二十五年九月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年二月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業施行認可申請の適當の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、つがる市出来島地区土地改良事業共同施行齊藤武光ほか五十六人の行う出来島地区の土地改良事業の施行認可の申請を適當と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 規約の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十月十六日から同年十一月十三日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭